岡山県立倉敷南高等学校校 長 鳥 越 信 行

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

初秋の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件について岡山県教育委員会から次のような連絡がありました。御確認いただき適切に御対応くださいますようお願い申し上げます。なお、この件につきましては、令和4年9月7日から適用となり、現時点での陽性者の方も適用となります。

記

1 有症状患者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快(※)後24時間経過した場合には8日目から解除となります。
- ・ただし、<u>10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから</u>、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、<u>感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底ください。</u>

2 無症状患者

- ・療養期間は、従来と同じく検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除となりますが、5日目の検査キット(薬事承認されたもの)による検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除となります。
- ・ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不 急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底ください。
- ※症状の軽快とは、解熱剤を使用していない状態で概ね 37.5 ℃以下で、かつ、呼吸器 症状が改善傾向にある状態